

居宅訪問型保育事業（医療的ケア対応）のご案内

医療的ケアが必要な疾病、障がい等により集団保育が困難なお子さまを対象に、お子さまの居宅において保育者による1対1の保育を行う事業です。

1 対象となるお子さま

1歳から5歳児クラス（0歳児クラスは応相談）で、保育の必要性があり、主に医療的ケアが必要な疾病（経管栄養、経鼻栄養、胃ろう等）、肢体不自由、重症心身障がいのため、集団保育が困難なお子さま

※人工呼吸器、気管切開等のお預かりができない医療的ケアがあるお子さま、その他、事前に行う運営事業者との選考において、安全にお預かりすることが難しいと判断されたお子さまについては、お預かりができません。

2 申込み方法

利用を希望する保護者様は、**事前に必ず運営事業者へ連絡後、選考を受け、運営事業者からお預かりが可能と判断を受けたうえで、墨田区の認可保育施設の申込みを入所希望月の申込締切日までに行ってください。**

（例）令和4年10月入所を希望する場合に、保護者様で行うこと

- ①運営事業者のホームページから利用案内動画を視聴し、選考の申込みを運営事業者に行う
- ②運営事業者からお預かりが可能と判断を受けた後、令和4年9月9日（金）までに子ども施設課入園係へ申込みを行う ※郵送申込みの場合の締切日は、令和4年9月2日（金）消印有効

3 保育時間

- ・月曜日から金曜日（土・日・祝及び年末年始は休み）
- ・午前8時から午後6時までのうち最長8時間 ※月48時間以上

4 食事

給食の提供はありません。昼食、おやつ、飲み物は保護者様でご用意していただきます。

5 保育料

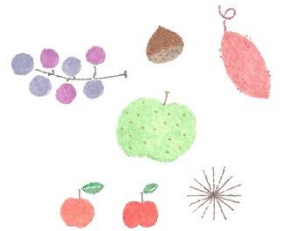
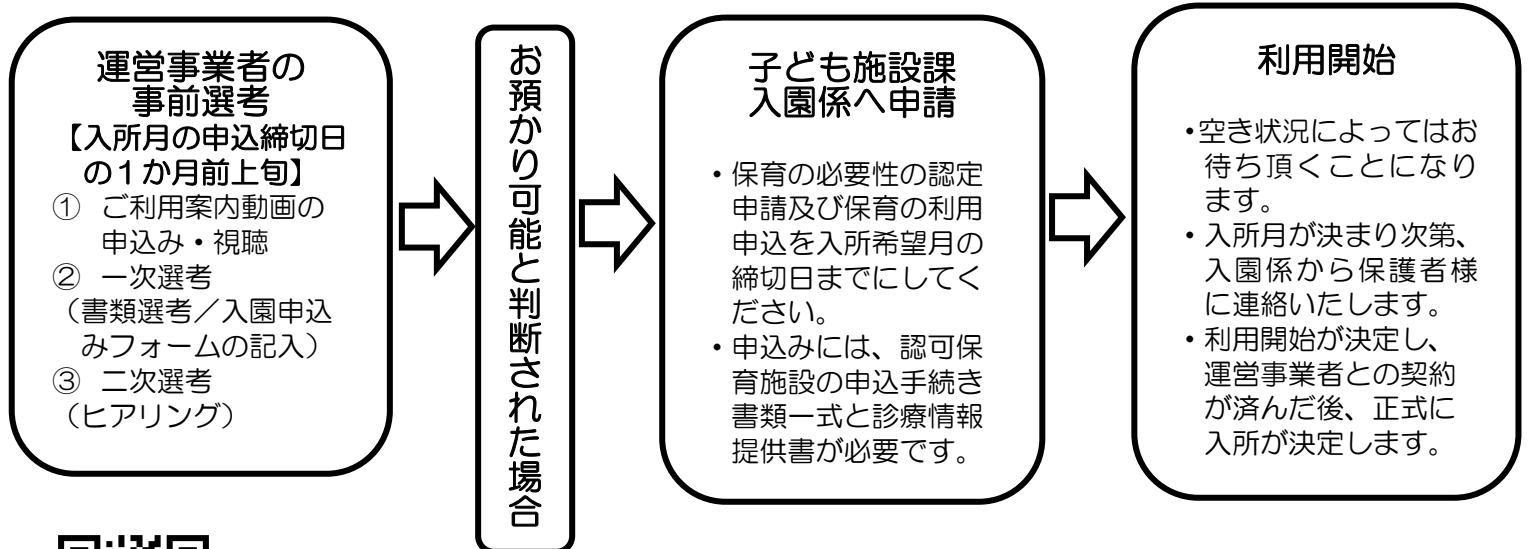
墨田区の認可保育施設の保育料と同額になり、運営事業者へ直接お支払いしていただきます。
※保育料以外に保護者様の実費負担が生じる場合があります。

6 運営事業者

認定 NPO 法人フローレンス

事業名：障害児訪問保育アニー（連絡先）03-6811-0907

7 申込みの流れ



←運営事業者（アニー）
のホームページはこちら

【問合せ先】

墨田区福祉事務所 子ども施設課入園係

電話番号 03-5608-6152（直通）

※平日 8:30~17:00（水曜日は 19:00 まで）